

予定建築物等以外の建築物の建築等又は特定工作物の新設許可申請書

都市計画法第42条第1項ただし書の規定により、予定建築物等以外の <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 10px 0;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-right: 10px;"> 建 築 物 特 定 工 作 物 </div> の <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-right: 10px;"> 新 築 改 築 用途の変更 新 設 </div> の 許可を申請します。 </div> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">許可申請者 住所 氏名</p>		※手数料欄
1 開発許可番号・年月日	年 月 日 第 号	
2 工事完了公告・年月日	年 月 日	
3 開発許可を受けた際の 予定建築物等の用途		
4 予定建築物等以外の建築物 の建築等又は特定工作物の 新設の概要	所在・地番	
	地 目	
	用 途	
5 許可申請の理由		
6 その他必要な事項		
※ 受付番号	年 月 日 第 号	
※ 許可に付した条件		
※ 許可番号	年 月 日 第 号	

備考

- 1 ※印のある欄は、記入しないこと。
- 2 建築物又は特定工作物の用途は、「独立住宅（自己用）」、「日用品店舗（パン屋）」、「一般工場（自動車）」、「コンクリートプラント」等具体的に記入すること。
- 3 この申請書には、付近見取図、配置図、各階平面図及びその他知事が必要と認める図書を添付すること。
- 4 この申請による許可を受けても、別に建築基準法による手続が必要です。